

平成 27 年 8 月 17 日

国土交通省 運輸審議会 御中

札幌市南区南 34 条西 11 丁目 7 番 1 号  
明星自動車株式会社  
代表取締役社長 平島 誉久



公述申込書

今般、公聴会において公述をいたしたく、運輸審議会一般規則の規定により、下記のとおり申込み致します。

記

1. 事案番号

平 27 第 5011 号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」

4. 公述人

住所 札幌市南区南 34 条西 11 丁目 7 番 1 号

電話 011-581-2454

法人名 明星自動車株式会社

氏名 代表取締役社長 平島 誉久（ひらじま たかひさ）

年齢 35 歳

自宅

電話

5. 事案に対する賛否

特定地域の指定に賛成



平成 27 年 8 月 17 日

国土交通省運輸審議会 御中

札幌市南区南 34 条西 11 丁目 7 番 1 号  
明星自動車株式会社  
代表取締役社長 平島 誉  
  
電話 011-581-2454

### 公　　述　　書

札幌交通圏にて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として特定地域の指定につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私は広大な土地を有する 190 万人都市の札幌において、全ての利用者が安心安全で快適なサービスを受けられるかを考えるため、また全てのタクシー業従事者がそれらサービスを提供する中で、どのようにして疲弊した産業を改善させるかを交通圏全体で考えるために、タクシー事業の適正化活性化があり、その為の特定地域の指定だと捉えております。

また、既に地域協議会において議論がなされ特定地域の指定においては圧倒的多数で賛成でありました。

現在、全国的にみても運輸・運送業の人手不足が深刻な状況であると伝えられており、弊社におきましても同様で、特に若手乗務員や女性乗務員の新規採用がここ数年少なくなっています。

タクシー業界の将来の為、活性化の為に若手乗務員の採用は必要不可欠であり札幌交通圏全ての乗務員、そしてこれから希望される方々が働きやすい環境を整えることが急務であると考えます。

運送収入の約 70% が人件費となるタクシー業においてその利益はわずかなものであり、個々の事業者の自助努力によりそれら環境を整備できる範疇はとうに超えておりまして、その観点から見ても札幌交通圏においての適正化が必要であります。

また、公共交通輸送機関として一番重要なことは利用者の安全を確保することあります。

その観点からタクシー業が自由競争にさらされ、新規参入・撤退・増車が頻繁にかつ容易に行われることはあってはならないことであり、公定幅運賃以下のダンピング運賃により顧客を奪い取るような行為は、とても容認できるものではありません。

全ての事業者がダンピング運賃で顧客を奪いあう行為をした場合どうなるのでしょうか。売上の低下により乗務員の低賃金化を招き、その穴を埋めようと労働強化につながり、事故を誘発し、新たな労働力が入ってくるわけもなく、産業の衰退を招くことは容易に想像できます。

地域公共交通機関の担い手としての責任を感じているからこそ安易で無責任な価格競争をするべきではないと考えます。

特定地域の指定を受け、札幌交通圏において全ての事業者が公定幅運賃内に収まり、その上で運賃並びに料金以外での自由な競争をするべきです。

また本来、公共交通機関は同一地域同一運賃であるべきとも考えます。

弊社においてはタクシー事業活性化についても存分に取り入れ顧客サービスの拡充に努めて参ります。

また、活性化のため事業者が協力し合い、全札幌市民がよりよいタクシーサービスを受けられるようになることを願ってやみません。

速やかなる特定地域の指定をお願い申し上げます。